

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3 社

連結子会社の名称

J B ハイウェイサービス㈱ ㈱ブリッジ・エンジニアリング J B ツールシステム㈱

(2) 非連結子会社の名称等

㈱ネクストウェイ ㈱シンプウ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、売上高、総資産、当期中間純損益及び利益剰余金は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

㈱ネクストウェイ ㈱シンプウ

(持分法を適用していない理由)

非連結子会社はそれぞれ当期中間純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械及び運搬具 2～17年

その他 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌年度から費用処理することとしております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑤E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しております。

②消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

5. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

中間連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	9,453百万円
2. 保証債務	
日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	227,390百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	6,828百万円

中間連結株主資本等変動計算書に関する注記

当中間連結会計期間末における発行済株式の種類及び数

普通株式 800万株

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は、次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
機械及び運搬具	36	33	3
その他	7	6	0
合 計	43	39	3

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料当中間連結会計期間末残高相当額

一年以内	3百万円
一 年 超	0百万円
合 計	3百万円

道路資産賃借料に係る未経過リース料当中間連結会計期間末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内	38,142百万円
一 年 超	1,472,757百万円
合 計	1,510,899百万円

平成24年3月28日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,969.77円
一株当たり中間純利益	141.94円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。